

岩手県告示第 111 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 大船渡綾里三陸線
 - (2) 供用開始の区間 大船渡市赤崎町字石橋前 49 番 2 地先から字佐野 54 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 9 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 9 日から同年 3 月 9 日まで
- 2(1) 路線名 釜石住田線
 - (2) 供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字中沢 63 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 9 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 9 日から同年 3 月 9 日まで